

平成28年6月1日

中間前金払制度の運用について

京都市上下水道局では、建設業における資金調達の円滑化を支援するため、局が発注する工事について、平成22年3月15日から中間前金払制度の運用を開始していますが、平成28年6月1日から4を改正し、2箇年以上にわたる工事で中間前払金の支払いを受けた場合、年度末に加え、年度末後の出来高予定額達成時においても部分払いを受けることが可能とするよう、取り扱うこととします。（同日以降に入札公告を行う契約案件が対象となります。）

上下水道局の建設工事を請け負われた方は、一定の条件の下で中間前払金を請求できますので、以下の取扱い等に留意のうえ、同制度を活用してください。

1 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、当初の前払金（請負代金の4割）に加えて、工期の半ばで更に2割の前金払いを行うものです。

2 中間前払金の支払条件

中間前払金は、既に前払金の支払いを受けている工事を対象に、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- ④ 低入札価格調査を経て契約を締結していないこと。

3 債務負担行為等に係る契約の取扱い

債務負担行為等に係る2会計年度以上にわたる契約については、各会計年度の出来高予定額に対して中間前払金を請求することができます。

4 部分払との関係

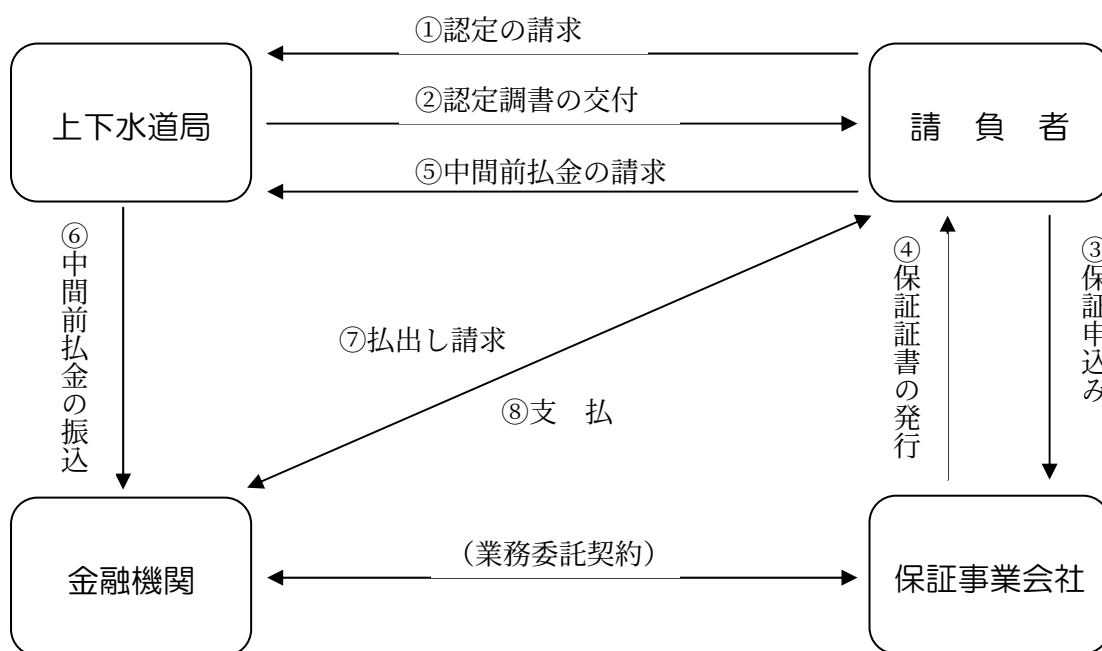
中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に請負者が選択するものとします。請負者には、「中間前金払と部分払いの選択に係る届出書」（第1号様式）を契約締結時に提出していただきます。（契約締結後の変更はできません。）

なお、債務負担行為等に係る2会計年度以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、当該工事における各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該会計年度末（当該会計年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、当該会計年度末又は当該出来高予定額に達した時点。）の出来高に対する部分払いを行うことができるものとする。

5 保証事業会社による保証

中間前払金は、請負者が「公共工事の前払金保証事業に関する法律」第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約を締結して、保証事業会社の保証証書を本市に寄託した後に支払うものとします。

6 中間前払金の請求手続



- ① 請負者は、認定請求書（第2号様式）に工事履行報告書（第3号様式）を添付して、当該工事の担当課へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。
- ② 担当課は、認定請求書を受け取ってから概ね7日以内に認定調書（第4号様式）を交付します。ただし、進ちよく額の調査の結果、中間前金払いをすることができる要件を具備していると認定できないときは、同調書を交付しません。
なお、工事履行報告書に記載された進ちよく率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めるともあります。
- ③ 請負者は、認定調書（第4号様式）の交付を受けたときは、その認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。
- ④ 請負者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。
- ⑤ 請負者は、中間前金払申請書（第5号様式）に保証証書を添えて、工事担当課へ中間前払金の請求をしてください。
- ⑥ 請負者の預託金融機関（前払金専用口座）に中間前払金を振り込みます。

第1号様式（第5条）

中間前金払と部分払いの選択に係る届出書

平成 年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長 様

	所在地	
請負者	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

下記の工事については、中間前金払／部分払い を選択します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 請負代金額

担当課受理印

注1）中間前金払，部分払いのどちらか一方を選択してください。
注2）契約締結後は内容の変更はできません。

第2号様式（第9条）

認定請求書

平成 年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長 様

所在地
請負者 商号又は名称
代表者職氏名 印

下記の工事について中間前金払の請求をしたいので，要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
契約金額	
摘 要	

※ 添付書類 工事履行報告書

第3号様式（第9条）

工 事 履 行 報 告 書

工事名			
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		
日 付	平成 年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % （ ）は工程変更後	実施工程 %	備 考
平成 年 月	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
	（ ）	差（ ）	
（記載欄）			

現場代理人	主任（監理）技術者

注1）報告は月報を標準とする。

注2）予定工程は，初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。

注3）実施工程は，当該報告月までの出来高累計を記入する。

第3号様式<記入例>

工事履行報告書

工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	平成22年4月30日 から 平成23年3月15日		
日 付	平成22年12月〇〇日(11月分)		
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 % ()は予定工程との差	備 考
平成22年 4月	0.0 ()	0.0 差 (0.0)	
5月	0.0 ()	0.0 差 (0.0)	
6月	2.0 ()	1.0 差 (- 1.0)	
7月	5.0 ()	5.0 差 (0.0)	
8月	11.0 ()	8.0 差 (- 3.0)	
9月	18.0 ()	15.0 差 (- 3.0)	
10月	28.0 ()	33.0 差 (+ 5.0)	
11月	37.0 ()	50.0 差 (+13.0)	>50%
12月	56.0 ()	差 ()	
平成23年 1月	77.0 ()	差 ()	
2月	98.0 ()	差 ()	
3月	100.0 ()	差 ()	
(記載欄)			

<認定要件>
 例 11月末の状況
 ① 工期の1/2を経過
 ② 工期の1/2までの作業を実施済
 ③ 作業に要する経費が請負金額の1/2(出来高50%)以上

現場代理人	主任(監理)技術者

注1) 予定工程は、完成までの予定出来高累計を記入してください。
 注2) 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。

第4号様式（第9条）

認 定 調 書

第 号
平成 年 月 日

様

京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長 印

下記の工事についてその進ちよくを調査したところ，中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
契約金額	
摘 要	

第5号様式（第9条）

平成 年 月 日

(あて先)

所在地	
請負者 商号又は名称	
代表者職氏名	印

中間前金払申請書

下記契約の中間前払金の支払を京都市上下水道局会計規程第18条の規定により申請いたします。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
契約金額	
申請額	

※ 添付書類 保証証書
契約書の写し
請求書
口座振替依頼書
認定調書（押印済み）